

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事後備置書類
(吸収合併に係る事後開示事項)

2023 年 4 月 1 日

東京瓦斯株式会社

2023年4月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山 晋一

東京瓦斯株式会社（以下、「当社」といいます。）及び当社の完全子会社であるティーjeeプラス株式会社（以下、「消滅会社」といいます。）は、2023年2月1日付で締結した吸収合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2023年4月1日をもって効力を生じております。

2. 消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

消滅会社の株主は当社のみのため、会社法第784条の2の規定に基づき、本吸収合併の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

消滅会社の株主は特別支配会社である当社のみのため、会社法第785条の規定による手続を実施していません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続を実施していません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

消滅会社は、会社法第789条第2項に基づき、2023年2月17日付官報において債権者に対する公告及び2023年2月10日付で知れている債権者に対する催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、当社の株主は本吸収合併の差止請求を行うことはできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易吸収合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項ただし書の規定により、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2023 年 2 月 17 日付官報及び電子公告において債権者に対する公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 4 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

【別紙】

2023年2月10日

吸収合併に係る事前開示事項

(合併消滅会社) 東京都港区海岸一丁目5番20号
ティーjeeプラス株式会社
代表取締役 竹内 敦則

当社は、2023年2月1日付で締結した吸収合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社の有する権利義務を、東京瓦斯株式会社（以下、「存続会社」といいます。）に承継させる吸収合併を行うことといたしました。

当社は、吸収合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

5. 吸収合併存続株式会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併存続会社についての最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

存続会社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得のための市場買付を以下のとおり実施しました。なお、2022年6月23日までの買付をもって、2022年4月27日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、取得を終了しました。

- ① 買付期間 2022年5月9日～2022年6月23日（約定ベース）
- ② 買付株式数 6,121,500株
- ③ 買付総額 15,999百万円

④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

存続会社は、2022年7月27日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

- ① 消却する株式の種類 存続会社普通株式
- ② 消却する株式数 6,121,500株
- ③ 消却実施日 2022年8月16日

(3) 子会社株式の譲渡

存続会社は2022年10月7日付で、存続会社の豪州子会社であるTokyo Gas Australia Pty Ltdの子会社5社（4プロジェクト）を米国EIG Global Energy Partners, LLCの子会社MidOcean Energy Holdings Pty Ltd（以下「MidOcean」）に譲渡することに合意し、同社と株式譲渡契約を締結しました。

① 株式譲渡の理由

存続会社は、2003年以降、5件の豪州LNGプロジェクトへ参画し、LNG上流権益の保有事業を拡大してまいりましたが、存続会社の最適な資産ポートフォリオの構成を勘案した結果、以下の連結子会社の全株式をMidOceanに譲渡することが適切であると判断しました。

② 株式譲渡の相手先の名称

MidOcean Energy Holdings Pty Ltd

③ 株式譲渡実行予定日

2023年3月（予定）

④ 譲渡対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Tokyo Gas Pluto Pty Ltd（以下、Pluto）	ガス田開発、LNG・コンデンセートの生産・販売事業
Tokyo Gas Gorgon Pty Ltd（以下、Gorgon）	
Tokyo Gas QCLNG Pty Ltd（以下、QCLNG）	
Tokyo Gas Ichthys Pty Ltd（以下、Ichthys）	
Tokyo Gas Ichthys F&E Pty Ltd （以下、Ichthys F&E）	

⑤ 譲渡株式所有割合及び譲渡後の所有株式数

名称	Pluto	Gorgon	QCLNG	Ichthys	Ichthys F&E
譲渡株式所有割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
譲渡後の所有株式数	0株（所有割合0%）	0株（所有割合0%）	0株（所有割合0%）	0株（所有割合0%）	0株（所有割合0%）

⑥ 留意事項

本株式譲渡につきましては、今後豪州政府の承認が必要な他、各プロジェクトパートナーとの契約上複数の条件があり、それらが満たされない等の場合には、プロジェクトの一部または全部についてMidOceanへの譲渡が実行されない可能性があります。当該事象が2023年3月期の連結業績に与える影響は現在精査中です。

7. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

8. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項
両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1

吸収合併契約の内容



吸収合併契約書



存続会社 : 東京瓦斯株式会社
消滅会社 : ティージープラス株式会社





吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及びティージープラス株式会社（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 存続会社
商号：東京瓦斯株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
 - (2) 消滅会社
商号：ティージープラス株式会社
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手続進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社に

よる協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

令和5年2月1日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 内田 高史



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号
ティージープラス株式会社
代表取締役 竹内 敦則





別紙 2

存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

損益計算書 2021年4月1日から2022年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

費用		収益	
	百万円		百万円
売上原価	679,848	ガス事業売上高	1,128,036
期首たな卸高	71	ガス売上	1,073,505
当期製品製造原価	654,125	託送供給収益	47,149
当期製品仕入高	27,254	事業者間精算収益	7,381
当期製品自家使用高	1,470		
期末たな卸高	131		
(売上総利益)	(448,188)		
供給販売費	360,286	営業雑収益	143,581
一般管理費	68,112	受注工事収益	36,471
(事業利益)	(19,789)	その他営業雑収益	107,109
営業雑費用	112,451	附帯事業収益	649,772
受注工事費用	35,777		
その他営業雑費用	76,674	営業外収益	23,022
附帯事業費用	658,523	受取利息	605
(営業利益)	(42,169)	受取配当金	1,251
営業外費用	26,956	関係会社受取配当金	6,888
支払利息	3,488	原材料売却益	7,898
社債利息	5,500	雑収入	6,377
社債発行費償却	276		
貸倒引当金繰入額	3,614	特別利益	2,117
為替差損	6,746	投資有価証券売却益	2,117
雑支出	7,330		
(経常利益)	(38,234)		
(税引前当期純利益)	(40,351)		
法人税等	10,800		
法人税等調整額	△1,282		
当期純利益	30,834		
合計	1,946,530	合計	1,946,530

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

東京瓦斯株式会社

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計	
		資 本 金	資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 計
						固 定 資 産 圧 縮 積 立	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 価 変 動 調 整 積 金	別 途 積 立 金	繰 越 剰 余 金		
当 期 首 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,616	2,469	141,000	339,000	128,825	652,365		
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額									4,747	4,747		
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,616	2,469	141,000	339,000	133,573	657,113		
当 期 変 動 額												
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△60				60			
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩						△1,452			1,452			
剰 余 金 の 配 当									△26,423	△26,423		
当 期 純 利 益									30,834	30,834		
自 己 株 式 の 取 得												
自 己 株 式 の 処 分									△100	△100		
自 己 株 式 の 消 却									△3,604	△3,604		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△60	△1,452	-	-	2,217	705		
当 期 末 残 高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,556	1,017	141,000	339,000	135,790	657,819		

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△3,907	792,368	22,408	△9,777	12,631	805,000
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		4,747				4,747
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△3,907	797,116	22,408	△9,777	12,631	809,747
当 期 変 動 額						
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩			/	/	/	-
海 外 投 資 等 損 失 準 備 金 の 取 崩			/	/	/	-
剰 余 金 の 配 当		△26,423	/	/	/	△26,423
当 期 純 利 益		30,834	/	/	/	30,834
自 己 株 式 の 取 得	△3,786	△3,786	/	/	/	△3,786
自 己 株 式 の 処 分	564	463	/	/	/	463
自 己 株 式 の 消 却	3,604		/	/	/	-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	/	/	△4,051	5,164	1,113	1,113
当 期 変 動 額 合 計	382	1,088	△4,051	5,164	1,113	2,201
当 期 末 残 高	△3,524	798,204	18,357	△4,612	13,745	811,949

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2021年4月1日から
2022年3月31日まで

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券については次のとおりです。
子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっています。その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっています（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）。その他有価証券で市場価格のない株式等の評価は、移動平均法による原価法によっています。
- ②デリバティブの評価は、時価法によっています。
- ③棚卸資産（製品・原料・貯蔵品）の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しています。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しています。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
- ②無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しています。のれんは発生原因に応じて、20年以内での均等償却を行っています。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しています。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- ③役員株式給付引当金は、信託を用いた株式報酬制度に基づき、当社が役員等に付与するポイント数に相当する当社株式について、退任時等に交付する費用の支出に備えるため、当期末において、役員等に割り当てられたポイントに応じた株式の交付及び給付見込額を計上しています。
- ④ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見込額を次回修繕までの期間に配分して計上しています。
- ⑤保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しています。
- ⑥器具保証契約損失引当金は、販売器具のメンテナンス保証契約履行に伴い、発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見積額を計上しています。
- ⑦ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ①ガス事業
ガス事業においては、主に都市ガスの販売をしており、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されますが、ガス事業会計規則に基づき検針日基準により収益を計上しています。
- ②電力事業
電力事業においては、電気の販売をしており、契約期間にわたり供給義務が発生し、供給の都度、履行義務が充足されることから顧客に引き渡した時点で収益を計上しています。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は第三者のために回収する金額に該当することから取引価格に含めず、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しています。
- ③LNG販売事業
LNG販売事業においては、液化天然ガス（LNG）の販売をしており、LNGの引渡しにより履行義務が充足されることから、顧客に引き渡した時点で収益を計上しています。

2.会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、電力事業に係る収益に関して、従来は検針日基準で収益を認識していましたが、期末時点で充足される当該履行義務を合理的に見積ることにより、引渡基準により収益を認識する方法に変更しています。一部のガス機器メンテナンスのサービス提供について、将来発生すると見込まれるメンテナンス費用を器具保証引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、当該サービスを履行義務と識別し、将来のサービス提供の対価として見込まれる金額を契約負債に変更しています。再生可能エネルギー発電促進賦課金は第三者のために回収する金額に該当することから収益認識における取引価格に含めず営業収益から負債科目に変更し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金についても営業費用から当該負債科目に変更しています。ガス・電気等の購入金額に応じてポイントを付与し、将来利用されると見込まれる金額をポイント引

当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を契約負債に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高は4,747百万円増加し、当期の売上高が46,010百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,366百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前期の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「器具保証引当金」は当期より「契約負債」として「其他流動負債」に含めて表示することとし、前期の貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「ポイント引当金」の内、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当期より「契約負債」として「其他流動負債」に含めて表示することとしました。

3.収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載しています。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4.会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投資（株式）の評価

① 当期の計算書類に計上した金額

関係会社投資（株式） 498,568 百万円
雑支出（関係会社株式評価損） 1,994 百万円

② その他の情報

(イ) 算出方法

上記資産のうち、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるかと判断された銘柄を除き、実質価額まで評価損を計上しています。

(ロ) 主要な仮定

実質価額が投資額に対して著しく低下している関係会社投資（株式）の回復可能性の有無は、各関係会社の経営環境などの外部要因に関する情報や各関係会社が用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、判断しています。当該判断には、売上高に影響する販売量、市場価格等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通しを用いています。

(ハ) 翌期の計算書類に与える影響

上記の判断は合理的なものであると認識していますが、予測不能な前提条件の変化などにより見通しが変化した場合には、評価損が発生する可能性があります。

(2) 棚卸資産（原料）の評価

① 当期の計算書類に計上した金額 46,445 百万円

② その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

(3) 退職給付引当金の算定

① 当期の計算書類に計上した金額 59,593 百万円

② その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載のとおりです。

5.貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 166百万円
関係会社投資 8,274百万円
長期貸付金 21百万円

その他の流動資産 5,647百万円係る
差入保証金)

(担保に係る債務の金額 —) (当社が出資する会社等の借入金の担保に供しています。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産 3,568,486百万円
無形固定資産 57,585百万円

(3) 保証債務等	
保証債務	85,018 百万円
6. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
売上高	307,259百万円
仕入高	588,919百万円
営業取引以外の取引高	17,725百万円
7. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当期末自己株式数	1,448,431株
8. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因	
繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

会社名	議決権等 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
Tokyo Gas America Ltd.	所有 直接 100.0	子会社	増資の引 (注1)	43,352	—	—
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接 100.0	子会社	金融機関 借入業務 に対する 債証(注2)	14,287	—	—
ティージーグ ローバルトレ ーディング (株)	所有 直接 100.0	子会社	L N G の 売 (注3)	46,272	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社が Tokyo Gas America Ltd.の実施した増資を1株につき USD1,000 で引き
受けたものです。

(注2)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しています。

(注3)市場価格を考慮し、決定しています。

10. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産 1,847 円 23 銭

一株当たり当期純利益 70 円 12 銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2022年4月27日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 850万株(上限;発行済株式総数に対する割合 1.9%)
- ・株式の取得価額の総額 16,000百万円(上限とします)
- ・取得する期間 2022年5月9日から2022年9月30日まで

12.その他の注記

(1) 東京ガスネットワーク株式会社への会社分割（吸収分割）

当社は、当社が営むガス導管事業等を会社分割の方法によって2022年4月1日付で東京ガスネットワーク株式会社に承継させました（以下、「本会社分割」）。

①本会社分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されます。

当社は、この法の要請に応えるため、2021年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結しました。

②本会社分割の要旨

・本会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会（当社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結	取締役決定（承継会社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結		2021年4月28日
吸収分割契約の承認	定時株主総会（当社）	2021年6月29日
吸収分割契約の承認	臨時株主総会（承継会社）	2021年6月29日
吸収分割契約効力発生日		2022年4月1日

・本会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割です。

・本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、承継会社である東京ガスネットワーク株式会社は、普通株式1,263万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

・本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行していません。

・本会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

・承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2021年4月28日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営むガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本会社分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継しません。

・債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しています。

③分割する事業部門の概要

・分割する部門の事業内容

ガス導管事業及びこれに附帯する事業

・分割する部門の経営成績（2022年3月期実績）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
ガス導管事業及びこれに附帯する事業	88,651 百万円	1,921,391 百万円	4.6%

（注）外部売上高を記載しています。

・分割する資産、負債の項目及び金額（2022年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	613,988 百万円	固定負債	3,628 百万円
流動資産	47,834 百万円	流動負債	48,079 百万円
合計	661,823 百万円	合計	51,708 百万円

④本会社分割後の当社の状況（2022年4月1日現在）

(1) 商号	東京瓦斯株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 内田 高史

(4) 事業内容	ガス製造事業、ガス小売事業 等
(5) 資本金	141,844 百万円
(6) 決算期	3月31日

⑤本会社分割後の承継会社の状況 (2022年4月1日現在)

(1) 商号	東京ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野畑 邦夫
(4) 事業内容	ガス導管事業 等
(5) 資本金	10,000 百万円
(6) 決算期	3月31日

(2) 取締役、執行役及び執行役員に対する株式報酬制度

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。また、執行役員に対しても、同様の株式報酬制度を導入することを別途決定しています（以下、両方の株式報酬制度を合わせて「本制度」、取締役、執行役及び執行役員を総称して「役員等」という。）。

本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

①取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各役員等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各役員等に対して交付される、信託型の株式報酬制度です。

本制度に基づく当社株式の交付は、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度の間に在任する役員等に対して行います。なお、役員等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として役員等の退任時です。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。当期末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、460百万円、223,800株です。

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

(1) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業	主要な事業内容
ガス	都市ガスの製造・供給および販売、リキッドガス事業、LNG販売等
電力	電気の製造・供給および販売
海外	海外における上流事業・中下流事業（ガス田開発・LNG生産、ガスの供給・販売・発電等）
エネルギー関連	エンジニアリングソリューション事業、ガス器具、ガス工事、建設等
不動産	土地および建物の賃貸・管理等
その他	情報処理サービス事業、船舶事業等

(2) 事業の経過およびその成果

① 当期業績の概要

当期における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の波が断続的に訪れ、経済活動はいまだに制限がなされているものの、感染対策の効果や海外経済の改善により、景気が持ち直していくことが期待されます。しかし、新型コロナウイルスの変異株による感染再拡大の懸念やウクライナ情勢等により、経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

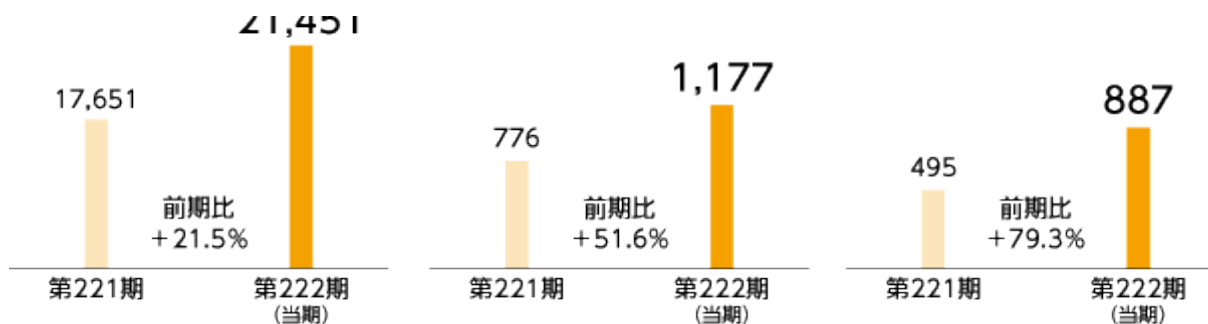
そのような経済環境の中、2016年4月の電力小売全面自由化に続く2017年4月のガス小売全面自由化により、エネルギー業界ではエネルギー事業者間の競争、さらには業種の垣根を越えた競争が激しさを増しています。また脱炭素化が世界的な潮流となる等、エネルギー事業を取り巻く環境は大きく変化しました。そうした中、当社グループは、総合エネルギー事業化とグローバル化、脱炭素化に向けた取組みによって、国内外のお客さまにお届けする付加価値を増大し、引き続き当社グループを選んでいただけるよう、様々な施策に積極的に取り組んできました。

当社グループでは、依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。全国の緊急事態宣言は2021年9月末をもって全て解除され、行動制限も段階的に緩和される中で、外出が増え、在宅時間が短くなったことで、都市ガス事業の家庭用では、前期より巣ごもり需要が減少しました。業務用は新型コロナウイルス感染拡大前の水準には届かず、飲食業等でいまだ影響を受けています。

電力事業については、小売では巣ごもり需要の減少影響があるものの、小売件数増等に伴い販売量が増加しました。海外事業については、世界的な市況価格の回復により、豪州、北米のLNG事業等の売価増等により収支が改善しました。エネルギー関連事業については、世界的な半導体不足や東南アジアでの感染拡大に伴う部品供給不足による納品遅延が発生し、各種ガス機器等の販売台数が減少しました。不動産事業については、大規模物件の通年稼働に伴い賃料収入が増加しました。

このような経済情勢や環境変化により、連結売上高は対前期比21.5%増の2兆1,451億97百万円、営業費用は、同20.1%増の2兆274億20百万円となりました。

この結果、営業利益は同51.6%増の1,177億77百万円、経常利益は同79.8%増の1,267億32百万円となりました。これに加え、特別利益として投資有価証券売却益を41億18百万円、固定資産売却益を22億26百万円、特別損失として不動産事業等の減損損失37億42百万円および投資有価証券評価損24億68百万円を計上し、法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は同79.3%増の887億45百万円となりました。



② 前期比のポイント

売上高 +3,800 億円 ■ 原料費調整に伴う都市ガス単価増などによる「ガス」の売上増等

営業費用 +3,400 億円 ■ 原油価格上昇影響などによる「ガス」の原材料費増等

営業外損益 +160 億円 ■ 為替差益+129億円 持分法による投資損益+23億円等

特別損益 +44 億円

- (当期)
 - 投資有価証券売却益+41億円
 - 固定資産売却益+22億円
 - 減損損失△37億円
 - 投資有価証券評価損 △24億円

- (前期)
 - 減損損失△102億円
 - 投資有価証券評価損 △44億円
 - 投資有価証券売却益+52億円
 - 固定資産売却益+31億円
 - 負ののれん発生益+20億円

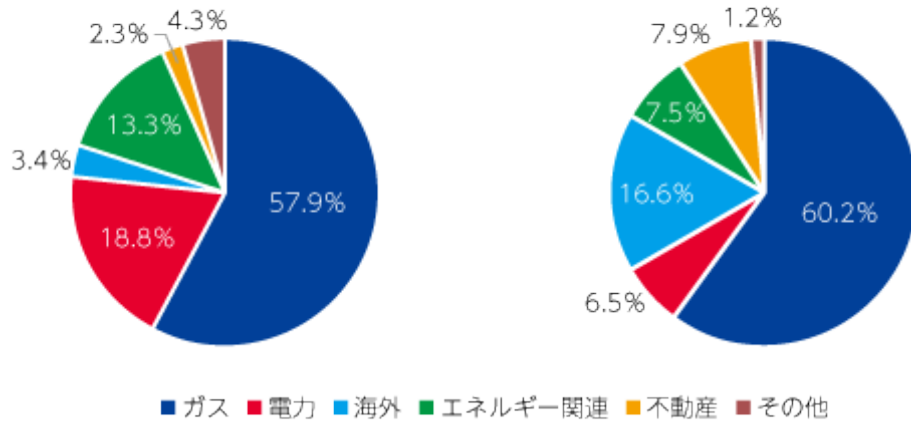
③ セグメント別の概要

	売上高 (億円)				セグメント利益 (営業利益+持分法損益) (億円)			
	第221期	第222期 (当期)	増減	%	第221期	第222期 (当期)	増減	%
ガス	11,467	14,440	2,973	25.9	86	1,026	142	16.0
電力	3,959	4,678	719	18.2	86	111	25	27.8
海外	459	859	400	87.1	38	282	244	625.2
エネルギー関連	3,394	3,313	△81	△2.4	170	128	△42	△24.8
不動産	484	579	95	19.7	75	134	59	78.5
その他	1,104	1,075	△29	△2.6	38	20	△18	△46.8
調整額	△3,218	△3,493	△275	—	△502	△488	14	—
セグメント合計	17,651	21,451	3,800	21.5	791	1,215	424	53.5

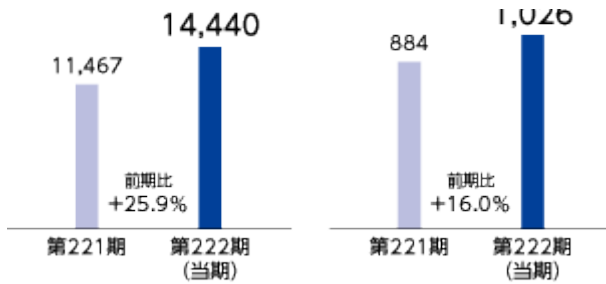
(注) 1. セグメント別の売上高には事業間の内部取引を含みます。

2. 「ガス」には、都市ガス、液化石油ガス、産業ガス、LNG販売、トレーディング等を含みます。「エネルギー関連」には、エンジニアリングソリューション、ガス器具、ガス工事、建設、クレジット等を含みます。「その他」には、情報処理サービス、船舶等を含みます。

3. セグメント利益の調整額の主なものは、各セグメントに配分していない全社費用です。



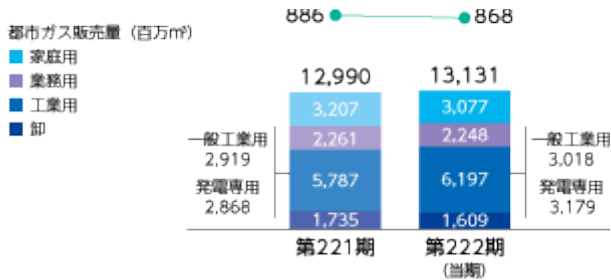
※セグメント構成比は、調整額を除き算出しています。



▶ 売上高は、原油価格上昇影響から原料費調整による売上単価増等により、前期に比べ25.9%増の1兆4,440億3百万円となりました。

セグメント利益は、都市ガスの原材料費が増加したものの、都市ガス販売量増等により前期に比べ16.0%増の1,026億46百万円となりました。

【 都市ガス販売量・件数 】



※取付メーター数は、休止中・閉栓中・他社小売分を含む導管事業者としてのメーター取付数。

【 販売量の主な増減理由 】

家庭用	緊急事態宣言の解除に伴う巣ごもり需要減
業務用	件数減
工業用	発電専用需要家の需要増等
他事業者向け供給	供給先需要減

TOPICS

東京2020大会 選手村へのカーボンニュートラル都市ガスの供給

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）の準備期間から開催期間である2021年5月～9月に東京2020大会選手村（晴海地区）の居住棟、メインダイニングホール等へ、カーボンニュートラル都市ガスの供給を行い、環境・社会・経済に配慮した大会運営に寄与しました。

当社は、大会終了後もこうした取り組みにご賛同いただけるステークホルダーの皆さまとともに、カーボンニュートラル都市ガスを普及拡大し、お客さまの事業活動における環境負荷低減に貢献します。

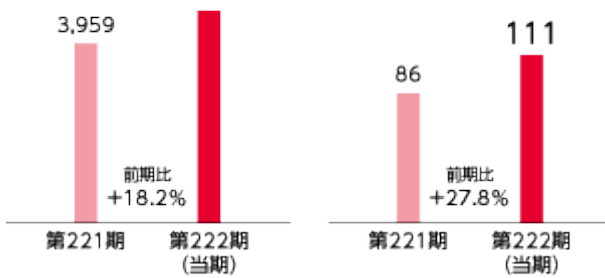
カーボンニュートラル都市ガスは、天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO₂クレジットで相殺（カーボン・オフセット）し、燃焼しても地球規模ではCO₂が発生しないとみなすLNGを活用したものです。なお、対象となるCO₂クレジットは、信頼性の高い検証機関が世界各地の環境保全プロジェクトにおけるCO₂削減効果をCO₂クレジットとして認証したものです。



居住棟（2021年6月27日撮影）
※準備段階の写真であり、大会時の様子とは異なります。

電力

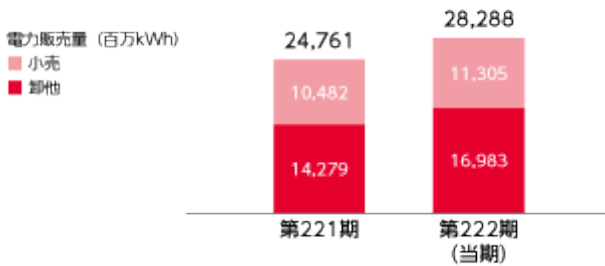
電気の製造・供給および販売



▶ 売上高は、小売のお客さまおよび卸供給先が増加したこと等により、前期に比べ18.2%増の4,678億4百万円となりました。

セグメント利益は、小売販売量増による粗利増等により、前期に比べ27.8%増の111億17百万円となりました。

【 電力販売量・件数 】



【 販売量の主な増減理由 】

小売	件数増
卸他	卸供給先増

TOPICS

茨城県鹿島港洋上風力発電事業の推進について

当社は、2021年4月、共同出資する株式会社ウィンド・パワー・エナジー※を通じ、茨城県鹿島港における洋上風力発電事業を推進していくことを決定しました。

この洋上風力発電事業は、エネルギー大消費地の東京に近接する日本屈指の「鹿島臨海工業地帯」に立地します。茨城県の承認・認定を受け、鹿島港の港湾区域に設定された「再生可能エネルギー源を活用する区域」（680ヘクタール）に、新たに選定する風車19基を設置し、約7万世帯分の年間消費量に相当する発電容量約16万kWとなる洋上風力発電所の建設を推進してまいります。

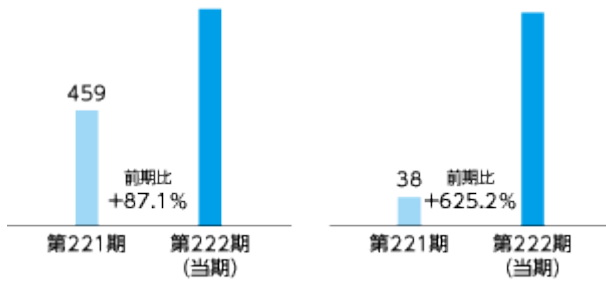
※当社のほか、株式会社ウィンド・パワー・グループ、およびヴィーナ・エナジー ホールディングス リミテッドの完全子会社である日本風力エネルギー株式会社共同出資しています。



茨城県鹿島港洋上風力発電所 完成イメージ写真

海外

海外における上流事業・中下流事業（ガス田開発・LNG生産、ガスの供給・販売・発電等）



- 売上高は、豪州上流事業におけるLNGの販売単価増等により、前期に比べ87.1%増の859億31百万円となりました。
セグメント利益は、前期に比べ625.2%増の282億52百万円となりました。

TOPICS

デンマークのイービー社と北欧で約100万kWの再生可能エネルギー開発へ

当社は、2022年1月、北欧における再生可能エネルギー開発事業について、デンマークのイービー社と共同で取り組むことを決定しました。

当社は、デンマークに新たに設立したTGノルディック社を通じて、イービー社の子会社で再生可能エネルギー事業の開発および運営を行うイービー・プロダクション社の株式50%と、イービー・プロダクション社が保有する陸上風力権益のうち、約2.7万kW分を取得しました。また今回の出資に伴い、同社の名称はトービー・リニューアブルズ社へと改称されております。

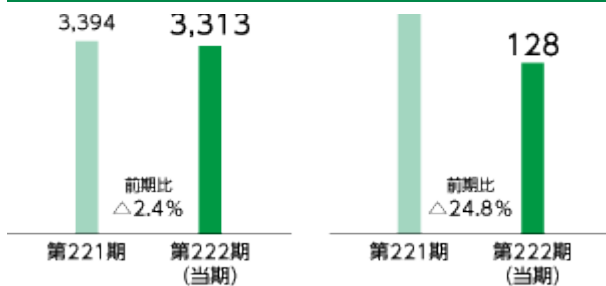
当社とイービー社は、合弁会社を通じ、デンマーク国内の再生可能エネルギー開発を進めるとともに、他北欧諸国にも事業範囲を拡大し、2030年までに北欧で約100万kWの再生可能エネルギー事業開発の実現により、デンマークを含めた北欧諸国の脱炭素化にも貢献してまいります。



トービー・リニューアブルズ社所有の風力発電所
「Vognkær (ボウクアー)」

エネルギー関連

エンジニアリングソリューション事業、ガス器具、ガス工事、建設等



- 売上高は、世界的な半導体不足による納品遅延による各種ガス機器等の販売台数減等により、前期に比べ2.4%減の3,313億12百万円となりました。セグメント利益は、前期に比べ24.8%減の128億18百万円となりました。

TOPICS

新居浜LNG基地からの供給開始について

当社100%子会社である東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社が共同出資している新居浜LNG株式会社※は、2022年3月、住友化学愛媛工場構内（愛媛県新居浜市）において建設を進めていた、「新居浜LNG基地」の工事および試運転を完了し、同工場構内および近隣地区の産業向けにガス供給を開始いたしました。

新居浜LNG株式会社は、同基地におけるLNGの受入れやガス化等の基地の操業を行い、エネルギーの安定供給を担うとともに、近隣地区の産業向けに天然ガスの普及を推進するなど、四国エリアのカーボンニュートラルの推進と産業の発展に貢献してまいります。

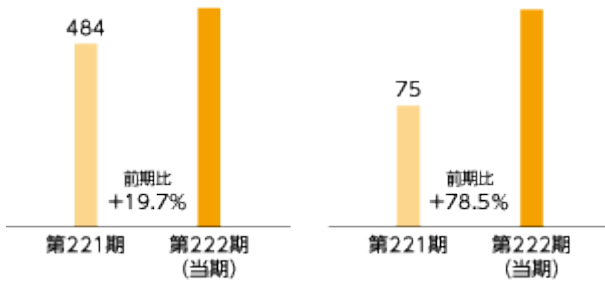
※東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社のほか、四国電力株式会社、住友化学株式会社、住友共同電力株式会社および四国ガス株式会社が共同出資しています。



LNGタンカーと新居浜LNG基地、
住友化学の愛媛工場

不動産

土地および建物の賃貸・管理等



- ▶ 売上高は、土地・建物賃貸料収入の増加等により、前期に比べ19.7%増の579億61百万円となりました。
セグメント利益は、前期に比べ78.5%増の134億66百万円となりました。

TOPICS

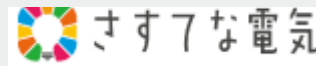
CO₂排出量実質ゼロの電気を「ラティエラ」シリーズ全22棟に導入

当社100%子会社である東京ガス不動産株式会社は、2022年1月から、賃貸レジデンス「ラティエラ※」シリーズ全棟の共用部に、当社が提供するCO₂排出量実質ゼロの電気「さすてな電気ビジネス」を導入いたしました。「さすてな電気ビジネス」は、当社の電源（LNG火力等）に再生可能エネルギー100%かつCO₂排出量ゼロとみなされる電気料金メニューです。

※「ラティエラ」は上質で快適な環境、安心・安全な住まいを提供する東京ガス不動産株式会社の都市型賃貸レジデンス。首都圏を中心に22棟851戸（店舗除く）を展開中。（2022年1月20日時点）

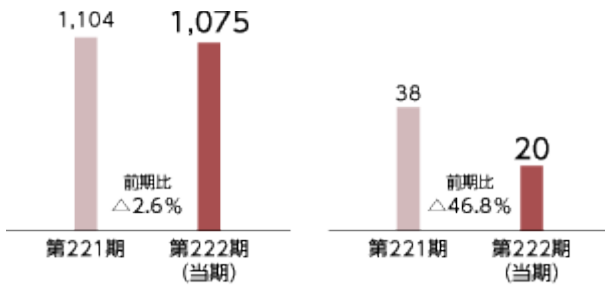


ラティエラ板橋



その他

情報処理サービス事業、船舶事業等



- ▶ 売上高は、IT子会社のシステム受注の減少等により、前期に比べ2.6%減の1,075億42百万円となりました。
セグメント利益は、船舶事業における借船費用増等により前期に比べ46.8%減の20億24百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、2,072億26百万円でした。

供給設備では、本支管466kmの期中増加があり、期末の総延長は65,562kmとなりました。

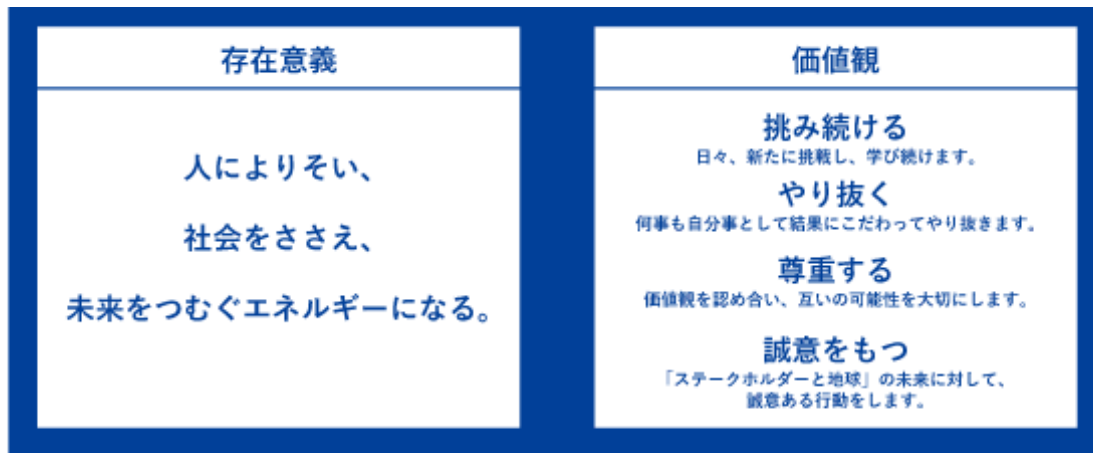
(4) 資金調達の状況

当期は第67回・第68回・第69回・第70回・第71回・第72回無担保社債の発行および借入金により計1,780億円調達いたしました。このうち、第71回・第72回無担保社債の発行については、都市ガス事業者として国内で初めてのトランジションボンド*として発行しております。なお、連結有利子負債残高につきましては、前期末に比べ1,546億1百万円増加の1兆2,205億89百万円となりました。

※脱炭素社会の実現に向けた長期的な移行戦略に則り、企業が温室効果ガス削減の取組みを行う際に、その取組みを用途として発行する債券のこと。

トランジションボンドの詳細については、当社ウェブサイト (<https://www.tokyo-gas.co.jp/IR/stock/transitionbond.html>) もご覧ください。

(5) 対処すべき課題



Compass2030

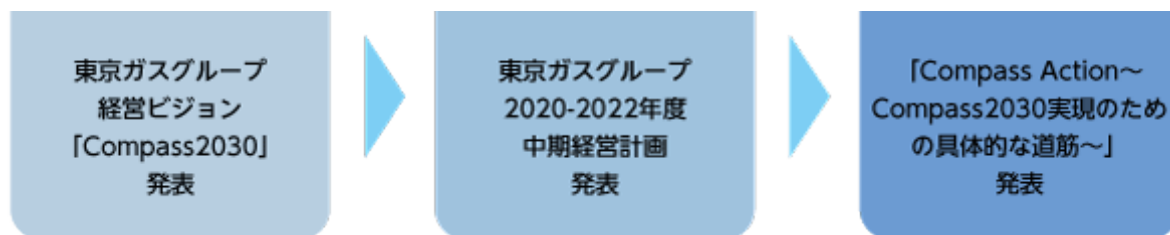
— Compass Action —



持続可能な社会の実現 と 当社グループの持続的な成長

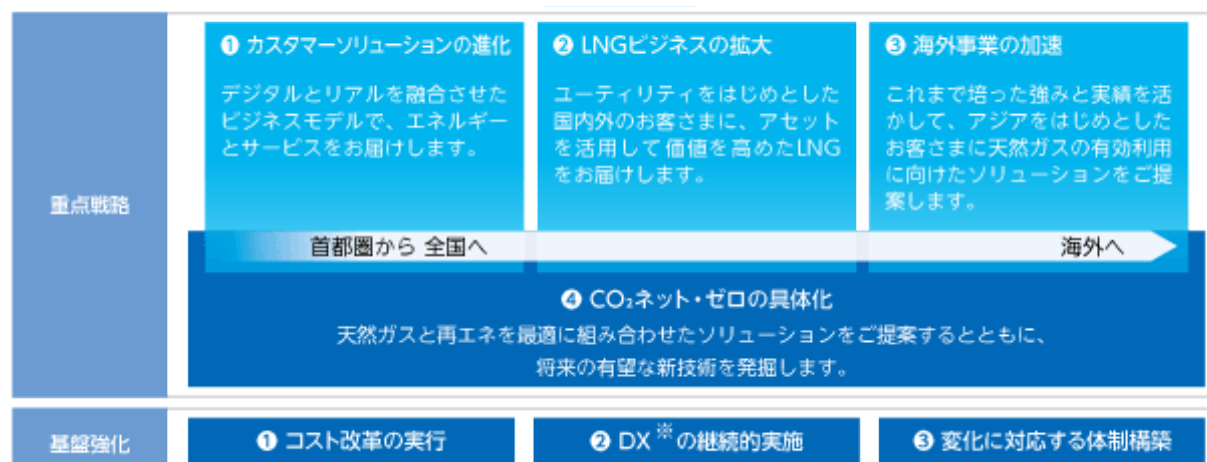
東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」の実現に向けて

- 2019年11月に発表した東京ガスグループ経営ビジョン「Compass2030」の実現に向け、2020年3月に2020年度からの3年間の中期経営計画を、2021年11月には「Compass Action」を発表しました。



東京ガスグループ2020-2022年度中期経営計画

■ 全体像



※デジタルトランスフォーメーション：データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること

■ 主要計数（2020年3月 2020-2022年度中期経営計画発表時点）

KGI	2019年度	2022年度
営業利益+持分法利益	1,185億円	1,400億円
財務指標		
	2019年度	2022年度
ROA	3.1%	4%程度
ROE	6.6%	8%程度
D/Eレシオ	0.78	0.9程度

KPI	2019年度	2022年度
お客さまアカウント数（年度末）	1,220万件	1,480万件
天然ガス取扱量（年度）	1,670万トン	1,700万トン
海外セグメント利益（年度）	125億円	160億円
CO ₂ 削減貢献（基準年：2013年度）	500万トン	650万トン
再エネ取扱量（年度末）	59万kW	200万kW
コスト改革（2019年度比）	—	△300億円

※2019年度数値は、計画策定時の見通し値

Compass Action (2021年11月発表)

2019年の経営ビジョン「Compass2030」の発表から2年が経過し、カーボンニュートラルへの潮流の強まりや、エネルギー市場の変動性の拡大など、事業環境は急速な変化を続けています。そのような中で、自ら事業構造を変え、事業基盤を変え、新たな企業グループに生まれ変わることによって変化を好機と捉え、ビジョンで描いた姿を実現していく具体的な道筋となる「Compass Action」を策定しました。

Compass Actionの全体像

<p>1 「CO₂ネット・ゼロ」への移行をリード</p>	<p>ガレ仲間再エネの両輪で責任あるトランジションをリード</p>	<p>変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カーボンニュートラルメタン^{※1}バリューチェーンの構築 ●東京ガスグループならではの再エネバリューチェーンの構築
<p>2 「価値共創」のエコシステム構築</p>	<p>デジタルシフトとリアル補強の両輪で価値創出を加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルマーケティングのエネルギー業界フロントランナーへ変革 ●ラストワンマイル^{※2}での価値創出によりお客さま満足度No.1企業へ変革 ●地域課題解決型ソリューション企業へ変革
<p>3 LNGバリューチェーンの変革</p>	<p>各事業主体の稼ぐ力・変動への耐性を向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業の稼ぐ力を高める企業体質へ変革 ●多様性を力に挑戦を後押しする人事制度へ変革 ●成長投資推進型の財務戦略へ変革

※1：再エネ電気から作られたCO₂フリー水素と発電所・工場等から回収したCO₂から合成（メタネーション）されるメタン

※2：お客さま宅内で行う技術を要する作業

カーボンニュートラルへの移行ロードマップ

- 当社グループのグローバルな事業活動全体で、CO₂削減貢献2030年1,700万トン※を実現 ※Compass2030公表時は1,000万トン(国内のみ)
- ガスも電力も脱炭素技術に強みをつくり、お客さま先での実装拡大を通じてカーボンニュートラルへの移行をリード



※1：採掘から燃焼に至る工程で発生する温室効果ガスを、森林保全等で創出されたCO₂クレジットで相殺することによりCO₂排出量がゼロとみなされるLNG
 ※2：CO₂の回収・利用

天然ガスの高度利用（低炭素化から脱炭素化への移行ステップ）

- トランジション期は、燃料転換・スマートシティ化・カーボンニュートラルLNG・CCUSにより国内外のお客さま先のCO₂削減に貢献
- 低・脱炭素化の社会的コストを抑制し、エネルギー安定供給の責任を全うしながら着実な移行をリード

当社グループの強み：天然ガスによる低炭素化の実績・エネルギーの最適運用ノウハウ

天然ガスへの燃料転換

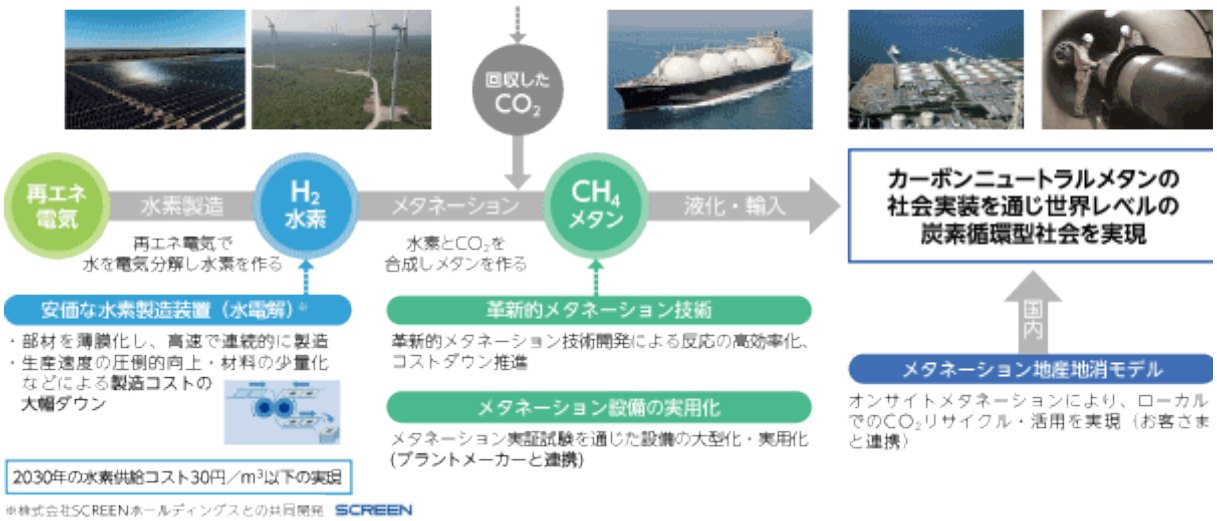
スマートエネルギー
ネットワークの高度化

カーボンニュートラルLNG
／CCUS

ガスの脱炭素化（カーボンニュートラルメタンバリューチェーンの構築）

- ガス体エネルギーの脱炭素化に向け、メタネーション・水素製造を自社コア技術として確立
- 官民合わせた協力体制や海外プレーヤーとの連携のもと、社会実装に向けたカーボンニュートラルメタンバリューチェーンを構築

当社グループの強み：燃料電池開発等で培った水素製造ノウハウ、国内唯一のガス体供給インフラ



電力の脱炭素化（再エネバリューチェーンの構築）

- 再エネ電源の開発からO&Mの全段階、発電から売電までを手掛けることで独自の再エネバリューチェーンを構築
- 収益性を確保しながら再エネ取扱量拡大（500万kW^{*}→600万kW）を国内外で実現 ※Compass2030公表時

当社グループの強み：発電インフラの長期安定的運営実績・O&M力、お客さま基盤



デジタルシフト×ラストワンマイル補強 (B to C領域)

- デジタルマーケティング力を活かしお客さまへの価値提供エリアを拡大、ラストワンマイルにおけるサービスのラインナップを拡充

当社グループの強み：オクトパスエナジーのデジタルノウハウ、ラストワンマイルソリューション力・ライ
フ パ ー ル 等 の チ ャ ネ ル 網

英国エネルギー業界で急成長中のオクトパスエナジー社と戦略提携
TGオクトパスエナジーを設立し新ブランドを始動

多様な電気料金プラン

デジタルマーケティング
カスタマーリレーションシップマネジメント

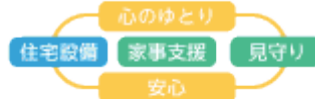


全国展開 (2022年度上期中を目標)

パーソナライズされたエネルギー・サービスの提供によるお客さま
満足度・貢献価値の向上

オペレーション高度化

サービスの組合せによる価値提供



全国展開 (販売エリアを順次拡大)

「いち早く」「便利」に「安心して」「納得価格」で暮らしのお困りごと
・社会課題の解決に貢献

デジタルソリューション×リアルソリューション (B to B領域)

- お客さまの利便性向上・地域の発展と低・脱炭素化を両立する複合ソリューションを全国・グローバルにお届け

当社グループの強み：AI等を活用した遠隔監視・制御技術、提案から導入・管理までのソリューション力と
実 績

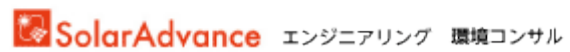
AI・遠隔制御等による省エネ・省CO₂・省力化支援



アドバンスド スマートエネルギーネットワーク

脱炭素化・工場の省力化等、個々のお客さまに最適な
ソリューションを複合的に提供

お客さま視点でのOne to One ソリューション提案

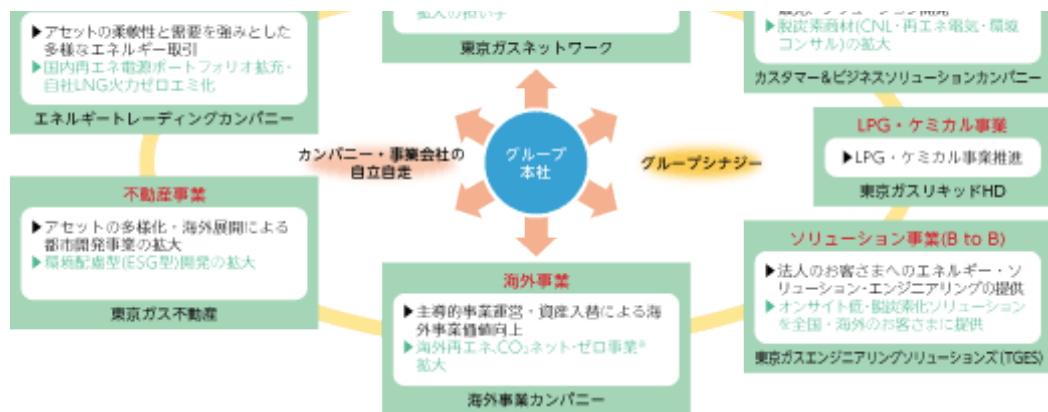


地域課題のソリューション・プロバイダー

魅力ある街づくり・環境持続性向上等、地域における社会
課題の解決に貢献

ホールディングス型グループ体制への移行

- カンパニー（疑似分社）・事業会社が市場・お客さまと向き合い成長していく自立自走型のグループ体制に移行
- 機動的な意思決定を実現するため、カンパニー・事業会社の裁量を拡大、グループ間連携によりグループシナジーを追求
 - *2022年4月1日より、ガス導管事業を東京ガスネットワーク株式会社に移管し、事業を開始



※：水素・植生・CCS再生可能ガス等

グループ人事改革、コスト構造改革・DX

- ホールディングス型グループ体制への移行に合わせ、カンパニー・事業会社の事業を強くする「挑戦と多様性」を重視した人事制度へと改革
- 実効性の高いコスト構造改革や業務プロセス改革（BPR）、DX等を早期に進めることにより、競争力を強化

【人事改革の方針】

・多様な価値を創出・提供するプロ人材が活躍する人事制度へ改革
 ・カンパニー・事業会社は、自らの事業強化のために自主的に人事制度を運用

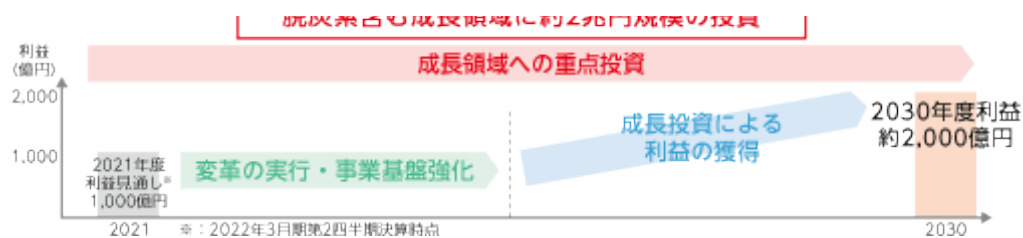
- ・やりがい、挑戦の場をつくる
- ・事業のプロフェッショナルの育成
- ・多様なキャリアや能力を活かす

業務プロセス改革（BPR）の取り組みをグループ大に拡大、大幅な業務量の削減を実現

グループ大でのDX人材育成を推進、サービス提供から社内業務までデジタル化による改革を促進

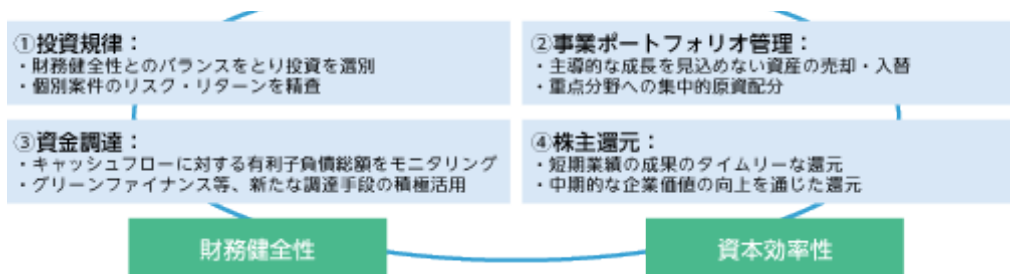
成長領域への重点投資

- 脱炭素を含む成長領域へ投資割合をシフトし、キャッシュフローを積極投入（脱炭素分野への先行投資＋その他成長領域への積極投資）
- 2020年代前半は変革実行により事業基盤を強化、後半は投資からの利益成長を実現



投資を支える財務戦略

- 投資効率性・資本効率性の向上を図り、キャッシュフロー管理による投資余力確保を通じて成長投資を下支え



・経営理念

Q1 グループ経営理念の改定に至った想いや背景を教えてください。

事業環境が大きく変化する中であっても社会から必要とされる企業グループであり続けるためには自ら変革していくことが必要です。そのためには、価値を創り出すグループ員一人ひとりが変わっていくことが不可欠であり、行動変容の拠り所として当社グループの存在意義と大切にすべき価値観を明確にすべく、グループ経営理念の改定を決断しました。

・「CO₂ネット・ゼロ」への移行をリード

Q2 CO₂ネット・ゼロは収益向上に繋がるのか教えてください。

当社グループの強みである天然ガス利用技術や既存インフラの活用が可能なメタネーションをはじめとした脱炭素ガス体エネルギーの普及拡大、再生可能エネルギーを中心とした脱炭素電力とお客さま側の最適エネルギーマネジメントを組み合わせたサービスの提供等、お客さまのニーズに応えるソリューションの提供を通じ、カーボンニュートラル社会の実現への貢献と同時に収益向上を実現していきます。

Q3 CO₂ネット・ゼロへ移行する中において、天然ガスの位置づけを教えてください。

化石燃料で最も環境負荷が小さく調整力に優れた天然ガスと再生可能エネルギーを組み合わせることが、脱炭素化社会に近づく現実的な解であり、天然ガスの役割は拡大していくと考えています。天然ガスを徹底活用しながら、並行してガス自体の脱炭素化や再生可能エネルギーにも着実に取り組み、地に足の着いた現実感あるカーボンニュートラル社会への移行をリードしていきます。

Q4 どのような強みを活かして、ガスの脱炭素化を実現しますか。

ガスの脱炭素化は、①安価な水素製造・利用の実現、②メタネーションの実用化、が鍵となります。水素製造・利用では、燃料電池技術を活かして大幅な低コスト化に挑みます。メタネーションの実用化では、国内外LNGパートナーとのネットワーク構築や各企業と連携して取り組む技術開発を強みとし、ガスの脱炭素化を実現してまいります。

・「価値共創」のエコシステム構築

Q5 TGオクトパスエナジーと他の電力会社との違いを教えてください。

TGオクトパスエナジーは、英国オクトパスエナジーの持つデジタル技術と効率的な顧客対応能力を組み合わせ、お客さま一人ひとりの志向に合った価値やサービスを創出するとともに、コンシェルジュのような手厚いカスタマーサポートを提供します。

・「価値共創」のエコシステム構築

Q6 当社における「ラストワンマイル」とは何ですか。

「ラストワンマイル」とは、ガス機器・水まわり修理などのお客さま宅で行う技術を要する作業のことをいい、デジタル化が進んでもこのような人手によるサービスは残り続けます。当社グループにはガス機器修理の専門知識や技能を持つ修理スタッフ（800名規模）がいます。この強みを、水まわり修理等へ拡大し、これらの機会から当社グループのサービス・商材のご選択・ご利用に繋げていく取り組みを進めています。

・LNGバリューチェーンの変革

Q7 海外事業の今後の展望に関して教えてください。

当社が主導的な事業運営を通じて発展させることができる重点成長分野（資源開発・LNGインフラ・再生可能エネルギー）への投資を加速します。また、CO₂ネット・ゼロ事業への取り組みを強化し、2030年代には脱炭素を含む成長分野にて利益をあげていきます。

Q8 指名委員会等設置会社に移行して、どのように変わったのか教えてください。

取締役会による監督と業務執行の役割が明確となり、一定の緊張感の下で、それぞれが役割を果たしています。取締役会では、経営方針や事業ポートフォリオなどの経営戦略に関する議論を活発に行うとともに、モニタリングに専念しています。業務執行については、執行役への大幅な権限委譲が進められたことから、意思決定のスピードアップに繋がっています。

Q9 ホールディングス型グループ体制へ移行して、期待される効果を教えてください。

ホールディングス型グループ体制への移行については、カンパニー・事業会社が自立的に事業遂行できるよう、市場や顧客に近いところで、迅速な意思決定や行動を可能とすることを志向しています。これにより、お客さま対応やお客さまへの提供サービスについても、質やスピードの向上が図れると考えています。

・その他

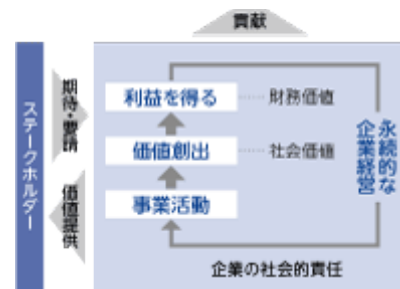
Q10 円安、資源高、国際情勢を踏まえた今後のLNG調達の方針を教えてください。

当社はこれまで、長期契約に基づく5カ国15プロジェクトからのLNG調達による調達先の分散化、自社LNG船団の活用やLNGトレーディング事業の拡大により、安定的なLNGの調達を図ってまいりました。今後も安定的で競争力のあるLNG調達のため、「①調達先」「②契約内容」「③LNGネットワーク」の多様化を推進してまいります。

当社グループのサステナビリティとSDGs達成への貢献

当社グループでは、「事業活動を通じた社会課題の解決によって社会価値および財務価値を創出し、持続的な企業経営を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献していくこと」をサステナビリティ推進の考え方としています。この考え方のもと、事業活動を通じてサステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）に取り組み、ESGを重視した経営とSDGsの達成に幅広く貢献していくことを目指しています。

<サステナビリティ推進の考え方>



<サステナビリティ上の重要課題（マテリアリティ）とSDGsとの関係>

・ゼロをリード	安全と防災		
	顧客価値創出		
社会との良好な関係	資源効率・循環型社会		
	地域社会との関係構築		
	ダイバーシティ&インクルージョン		
の責任ある企業としての行動	働きがい・労働生産性		
	サプライチェーンマネジメント		
	情報セキュリティ		
	ガバナンス・コンプライアンス		

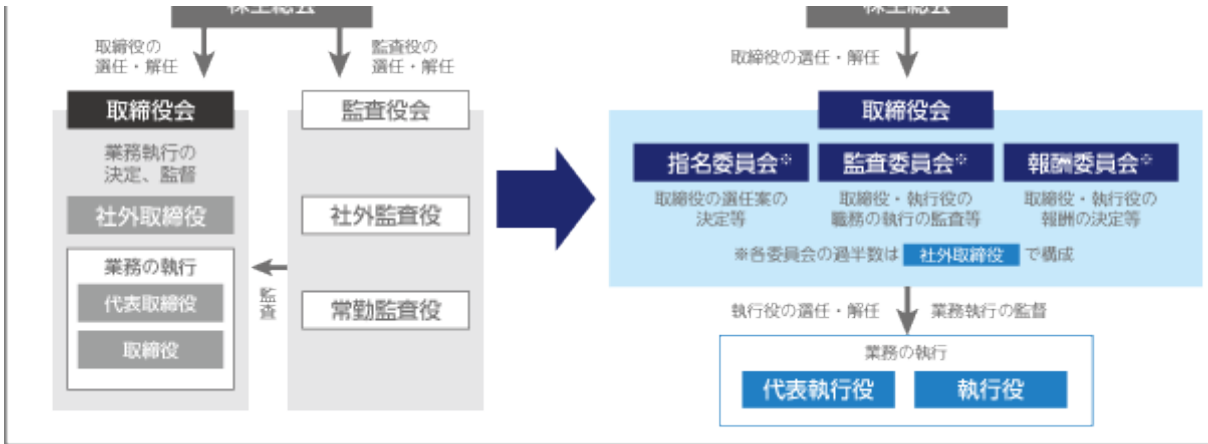
※上記関係は東京ガスグループの取り組みの進捗に合わせて適宜見直しを行ってまいります。

※当社グループの取り組みの詳細は、サステナビリティレポート (<https://www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/index.html>) をご参照ください。

コーポレート・ガバナンスの状況 (2022年3月31日現在)

当社では、創立以来の大変革を行うにあたり、「経営からの改革」が不可欠との認識の下、第221回定時株主総会での承認をもって「指名委員会等設置会社」に移行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

指名委員会等設置会社として、執行と監督の機能を明確に分離し、執行と取締役会という2つの経営主体を作ることで経営に厚みを持たせ、環境変化や事業領域の拡大に対して、迅速な意思決定を行うとともに、取締役会による監督機能の強化を図り、企業価値の向上を目指していきます。

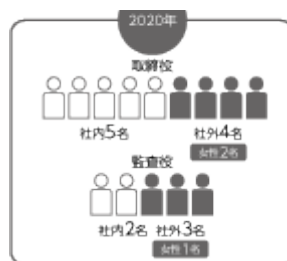


取締役会（当該事業年度の開催実績12回）

取締役会は、原則として毎月1回開催され、法令または定款等のほか、取締役会規則の定めるところにより、経営計画、経営方針その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行っています。

また、業務執行に関わる意思決定を的確かつ迅速に行うため、業務執行に関わる権限を執行役社長に委任し、必要に応じてその執行状況を報告する体制としています。

現在、当社の取締役会は9名で構成され、うち6名が独立社外取締役です。



指名委員会（当該事業年度の開催実績7回）

指名委員会は、取締役の選任・解任に関する株主総会の議案内容、執行役の選任・解任等に関する取締役会の議案内容の決定等を行います。



監査委員会（当該事業年度の開催実績11回）

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の決定、会計監査人の選任・解任および不再任に関する議案内容の決定等を行います。



報酬委員会（当該事業年度の開催実績3回）

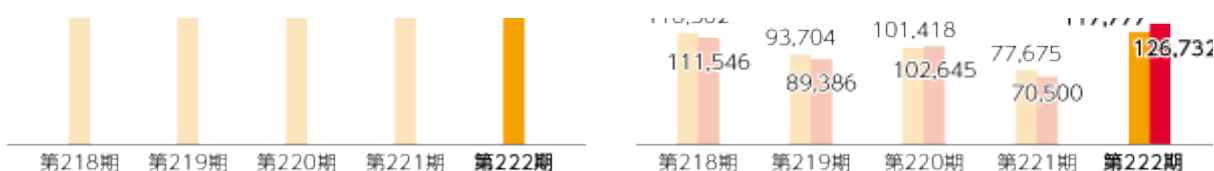
報酬委員会は、取締役および執行役の報酬等の方針を定め、その方針に従い、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定等を行います。



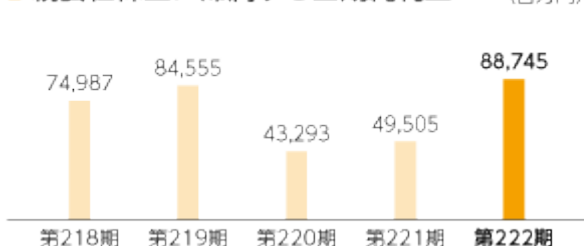
(6) 財産および損益の状況の推移

区 分		第218期 (2018年3月期)	第219期 (2019年3月期)	第220期 (2020年3月期)	第221期 (2021年3月期)	第222期 (2022年3月期)
売上高	(百万円)	1,777,344	1,962,308	1,925,235	1,765,146	2,145,197
営業利益	(百万円)	116,302	93,704	101,418	77,675	117,777
経常利益	(百万円)	111,546	89,386	102,645	70,500	126,732
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	74,987	84,555	43,293	49,505	88,745
1株当たり当期純利益	(円)	164.12	187.60	97.86	112.26	201.84
総資産額	(百万円)	2,334,316	2,428,149	2,539,919	2,738,348	3,216,942
純資産額	(百万円)	1,148,433	1,171,345	1,159,138	1,178,271	1,256,566
1株当たり純資産額	(円)	2,487.58	2,575.99	2,602.53	2,616.37	2,791.95

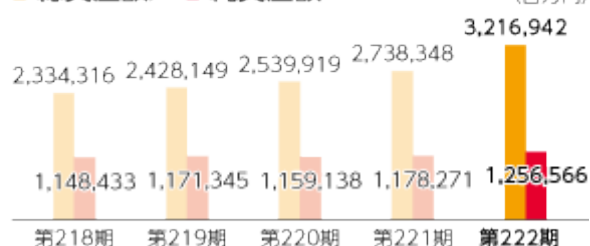
(注) 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第218期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 総資産額 / ■ 純資産額 (百万円)



(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
Tokyo Gas America Ltd.	1,910,332千米ドル	100.00	米州における上流関連事業への出資
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	1,311,590千米ドル	100.00	豪州における上流関連事業等への出資
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	327,968千Sドル	100.00	東南アジアにおける中下流事業への出資
東京ガス不動産株式会社	11,894百万円	100.00	不動産の開発・賃貸・管理・仲介
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	10,000百万円	100.00	エネルギーサービスおよび総合エンジニアリング事業
Tokyo Gas International Holdings B.V.	54,734千ユーロ	100.00	海外事業への出資
株式会社扇島パワー	5,350百万円	75.00	発電所の運営・管理
長野都市ガス株式会社	3,800百万円	89.22	都市ガス事業
プロミネットパワー株式会社	2,238百万円	100.00	再生可能エネルギー発電所の建設・運転・管理

			および電力販売・供給
東京エルエヌジータンカー株式会社	1,200百万円	100.00	LNG・LPG輸送船の貸渡・外航海運業
東京ガスエネルギー株式会社	1,000百万円	66.60	L P G の 販 売
株式会社キャプティ	1,000百万円	60.00	ガス配管・給排水・空調工事の設計・施工
東京ガスケミカル株式会社	1,000百万円	100.00	産業ガス・化成品の販売
東京ガスリース株式会社	450百万円	100.00	ガス機器およびガス工事に関するクレジット業務ならびに各種リース業務
東京ガスiネット株式会社	400百万円	100.00	情報処理サービス事業
ティーjeeプラス株式会社	60百万円	100.00	L N G の 調 達 お よ び 販 売
株式会社ニジオ	47百万円	100.00	電力卸販売事業

- (注) 1. 上記の重要な子会社17社を含む連結子会社および持分法適用関連会社は129社です。
2. 当社は、2022年4月1日付でガス導管事業等を吸収分割により東京ガスネットワーク株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりです。

会社名	資本金	議決権の所有割合 (%)	主要な事業内容
東京ガスネットワーク株式会社	10,000百万円	100.00	ガス導管事業およびこれに附帯する事業

(8) 事業の譲渡、合併等の組織再編行為等の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な営業所など（2022年3月31日現在）

① 当 社

本 社	(東京都港区)
支社・支店 事業部	東京中支店（東京都目黒区） 東京西支店（東京都立川市） 東京東支店（東京都荒川区） 千葉支社（千葉県千葉市） 埼玉支社（埼玉県さいたま市） 神奈川支社（神奈川県横浜市） 横浜支店（神奈川県横浜市） 川崎支店（神奈川県川崎市） 神奈川西支店（神奈川県相模原市） 日立支社（茨城県日立市） 群馬支社（群馬県高崎市） 宇都宮支社（栃木県宇都宮市） 茨城事業部（茨城県水戸市） つくば支店（茨城県つくば市）
導管事業部	中央導管事業部（東京都港区） 西部導管事業部（東京都世田谷区） 東部導管事業部（東京都荒川区） 北部導管事業部（東京都北区） 神奈川導管事業部（神奈川県横浜市）
LNG基地	根岸LNG基地（神奈川県横浜市） 袖ヶ浦LNG基地（千葉県袖ヶ浦市） 扇島LNG基地（神奈川県横浜市） 日立LNG基地（茨城県日立市）

② 重要な子会社

名 称	本社所在地	名 称	本社所在地
Tokyo Gas America Ltd.	ア メ リ カ ヒ ュ ー ス ト ン	東京エルエヌジータンカー株式会社	東 京 都 港 区
TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD	オ ー ス ト ラ リ ア パ ー ス	東京ガスエネルギー株式会社	東 京 都 港 区
TOKYO GAS ASIA PTE. LTD.	シ ン ガ ポ ー ル	株 式 会 社 キ ャ プ テ ィ	東 京 都 墨 田 区
東京ガス不動産株式会社	東 京 都 港 区	東京ガスケミカル株式会社	東 京 都 港 区
東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社	東 京 都 港 区	東京ガスリース株式会社	東 京 都 新 宿 区
Tokyo Gas International Holdings B.V.	オ ラ ン ダ ア ム ス テ ル ダ ム	東京ガスiネット株式会社	東 京 都 港 区
株式会社扇島パワー	神 奈 川 県 横 浜 市	ティージェープラス株式会社	東 京 都 港 区
長野都市ガス株式会社	長 野 県 長 野 市	株 式 会 社 ニ ジ オ	東 京 都 港 区
プロミネットパワー株式会社	東 京 都 港 区		

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業	従業員数 (前期末比増減)
ガ ス	5,286名 (△865名)
電 力	402名 (86名)
海 外	265名 (△9名)
エ ネ ル ギ ー 関 連	5,010名 (△185名)
不 動 産	922名 (△93名)
そ の 他	3,849名 (816名)
全 社	963名 (89名)
合 計	16,697名 (△161名)

(注) 1. 従業員数は常勤の従業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
2. 全社とは、一般管理部門を指します。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
5,958名（△924名）	42.6歳	17.4年

- (注) 1. 従業員数は常勤の従業員数であり、受入出向者を含み、出向者および臨時従業員を含みません。
 2. 平均年齢および平均勤続年数には、受入出向者分は含みません。

(11) 主要な借入先および借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	81,406
信 金 中 央 金 庫	46,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	44,850
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	43,800
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	39,670
株 式 会 社 国 際 協 力 銀 行	37,673
農 林 中 央 金 庫	28,000
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	28,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	21,176
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	20,500

- (注) シンジケートローンの内訳は、株式会社みずほ銀行を幹事とする協調融資10,000百万円、JPMorgan Chase Bank, N.A.を幹事とする協調融資28,554百万円、三井住友信託銀行株式会社を幹事とする協調融資22,340百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資18,900百万円、株式会社千葉銀行を幹事とする協調融資1,612百万円です。

2 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 1,300,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 440,996,559株
(3) 単元株式数 100株
(4) 株主数 110,015名
(5) 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	71,097	16.17
日本生命保険相互会社	31,296	7.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	24,494	5.57
東京瓦斯グループ従業員持株会	8,967	2.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,725	1.76
富国生命保険相互会社	7,472	1.70
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口	7,098	1.61
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	5,768	1.31
JPMORGAN CHASE BANK 385781	5,453	1.24
THE BANK OF NEW YORK MELTON 140044	5,241	1.19

- (注) 1. 持株比率は自己株式（1,224,631株）を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち223,800株については、当社の役員等向け株式交付信託の信託財産として保有する株式を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①自己株式の消却 普通株式 1,439,500株
消却価額の総額 3,604,608,765円
②事業年度末における保有自己株式 普通株式 1,224,631株
③当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、当社の取締役、執行役に対し、当社の中長期の企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、信託を用いた株式報酬制度を導入することを決議しています。

3 新株予約権等に関する事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等（2022年3月31日現在）

①取締役

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
広瀬道明	取締役会長	指名委員、報酬委員	
内田高史	取締役	報酬委員	
中島功	取締役	監査委員	
斎藤一志	取締役（社外）	指名委員長、報酬委員	グローブシップ株式会社社外取締役
高見和徳	取締役（社外）	報酬委員長、指名委員	株式会社エフエム東京社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 藤田観光株式会社社外取締役
枝廣淳子	取締役（社外）	監査委員	有限会社イーズ代表取締役 有限会社チェンジ・エージェント取締役会長 大学院大学至善館教授 株式会社下川シーズ代表取締役 株式会社未来創造部代表取締役
引頭麻実	取締役（社外）	監査委員長	フジテック株式会社社外取締役 味の素株式会社社外取締役 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役
野原佐和子	取締役（社外）	指名委員、報酬委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 第一三共株式会社社外取締役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役
大野弘道	取締役（社外）	監査委員	株式会社めぶきフィナンシャルグループ社外取締役

②執行役

氏名	地位	担当
内田高史	代表執行役社長	
野畑邦夫	代表執行役副社長	導管ネットワークカンパニー長
沢田聡	代表執行役副社長	リビングサービス本部長 東京2020オリンピック・パラリンピック推進部
笹山晋一	執行役専務	エネルギー需給本部長

- (注)
1. 監査の実効性を高めるため、当社における業務経験の豊富な中島功を常勤の監査委員に選定しております。
 2. 取締役の中島功および大野弘道は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 3. 執行役の各氏に重要な兼職はありません。
 4. 代表執行役副社長の野畑邦夫は、2022年3月31日付で代表執行役副社長を退任いたしました。
 5. 代表執行役副社長の沢田聡は、2022年4月1日付で担当がカスタマー&ビジネスソリューションカンパニー長へと変更になりました。
 6. 執行役専務の笹山晋一は、2022年4月1日付で代表執行役副社長に就任し、担当がCSOへと変更になりました。
 7. 2022年4月1日付で、糟谷敏秀が執行役専務に就任し、担当が海外事業カンパニー長となりました。
 8. 当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務の執行につき善意でかつ重過失がないときは会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しております。
 9. 当社は、各取締役および各執行役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、職務の執行について悪意または重過失がないことを条件に同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償することとしております。
 10. 当社は、保険会社との間で、取締役、執行役、執行役員および社外派遣役員[※]を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該D&O保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が支払う損害賠償金や訴訟費用等を填補することとし、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等については填補されない等の免責事由があります。
※当社から出向または兼務により、子会社や出資先等の社外取締役・監査役・執行役員を担う者のうち、一定要件に該当する者。
 11. 当社と重要な兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 取締役、監査役および執行役の報酬等の総額
(指名委員会等設置会社移行前および移行後を合わせて記載)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	インセンティブ報酬		株式報酬	
			基本報酬	業績連動報酬		
			月例報酬	賞与		
取締役 (うち、社外取締役)	279 (76)	207 (63)	11 (-)	42 (8)	17 (4)	12 (6)
監査役 (うち、社外監査役)	27 (9)	27 (9)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
執行役 (業務執行を担う 取締役を含む)	158	130	-	-	28	4

- (注) 1. 当社は、第221回定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。「取締役」の報酬等には、第221回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の分が含まれています。そのうち執行役に就任した2名については、移行後の報酬等を「執行役」として記載しています。
2. 監査役5名は、第221回定時株主総会終結の時をもって退任しており、「監査役」の報酬等は、2021年4月1日から同年6月29日までの在任期間に係るものです。そのうち取締役に就任した3名については、移行後の報酬等を「取締役」として記載しています。
3. 「執行役」の報酬等は、移行後に就任した4名の2021年6月29日から2022年3月31日までの在任期間に係るものです。そのうち取締役に兼務する1名については、移行前の報酬等を「取締役」として、移行後の報酬等を「執行役」として記載しております。
4. 当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会の決議より非金銭報酬として株式報酬制度を導入しており、株式報酬の金額は、2021年6月29日から2022年3月31日までの費用計上額を記載しております。

(3) 役員報酬に関わる基本方針

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、以下のとおり「役員報酬に関わる基本方針」を決議しております。

当社は指名委員会等設置会社として、会社法に定める報酬委員会を設置するとともに、社外取締役の中から委員長を選定し、客観性・透明性を確保しつつ、役員（取締役および執行役）の個人別の報酬等を決定する。

(1) 役員の役割と報酬

役員に求められる役割は、短期及び中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。

(2) 報酬の水準

報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとし、経営環境の変化、外部専門機関の調査に基づく他社水準等を踏まえたものとする。

(3) 年間報酬の構成

年間報酬は「固定報酬（基本報酬）」と「インセンティブ報酬（賞与、株式報酬）」から構成する。

- ①基本報酬 役位別に定められた定額を、月例報酬として支給する。
- ②賞与 短期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に財務指標・非財務指標に対する期間業績の評価を反映し、年1回支給する。指標については毎年検討を行い、選定する。
- ③株式報酬 非金銭型の中長期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて株式を交付する。

取締役の報酬は基本報酬および株式報酬、執行役（取締役を兼務するものを含む）の報酬は基本報酬、賞与および株式報酬で構成する。

構成割合については、取締役は基本報酬が90%程度、株式報酬が10%程度、執行役（取締役を兼務するものを含む）は基本報酬が65～70%、賞与が15～20%、株式報酬が10～20%程度とする。

なお、当該事業年度の役員の個人別の報酬等の内容に関し、指名委員会等設置会社移行前の報酬等については、移行前の「役員報酬に関わる基本方針」に基づき、業績指標を基礎としつつ、最重要課題であるコロナ禍における経営の安定確保の取り組み実績を踏まえ、2021年5月19日開催の諮問委員会において審議し、2021年5月20日開催の取締役会において承認決議しました。移行後の報酬等については、上記の「役員報酬に関わる基本方針」に基づき、2021年6月29日開催の報酬委員会において決定し、支給しました。

(4) 業績連動報酬に係る事項（指名委員会等設置会社移行前）

【月例報酬】

業績連動報酬については、目標達成に向けたインセンティブとして機能させるため、業務執行を担う取締役に対して、全社業績指標（①親会社株主に帰属する当期純利益（以下、当期純利益（連結））、②営業キャッシュフロー（連結）、③ROE（連結））の評価結果および各取締役の部門業績（個人別評価）を用いて報酬額を決定します。なお、全社業績指標と部門業績（個人別評価）の割合は、職責に応じた役位ごとに決定します。

<2020年度>	目標	実績	達成率
当期純利益（連結）	650億円	495億円	76.2%
営業キャッシュフロー（連結）	2,390億円	2,293億円	95.9%
ROE（連結）	5.4%	4.3%	79.6%

【賞与】

役員は最終的な利益に責任を持つという考え方から、取締役（社外取締役含む）に対して当期純利益（連結）の目標達成率を指標として用います。支給額は職責に応じた役位ごとに目標達成率に応じて決定します。

<2020年度>	目標	実績	達成率
当期純利益（連結）	650億円	495億円	76.2%

(5) 非金銭報酬に係る事項

当社は、中長期インセンティブ報酬として取締役および執行役に対して株式報酬を支給しています。具体的には、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて当社株式を交付する信託型株式報酬制度を導入しています。

(6) 社外役員に関する事項

社外取締役 氏名	取締役会および委員会 出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
齋藤 一志	取締役会 12/12回 (100%) ◎指名委員会 7/7回 (100%) 報酬委員会 3/3回 (100%)	不動産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に海外事業において育まれたグローバルなビジネス感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、指名委員長、報酬委員を務め、取締役会の構成の考え方や執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。
高見 和徳	取締役会 12/12回 (100%) 指名委員会 7/7回 (100%) ◎報酬委員会 3/3回 (100%)	電機産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に家電事業において育まれた消費者目線からのマーケティング感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、報酬委員長、指名委員を務め、執行役等の報酬体系や取締役会の構成の考え方の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。
枝 廣 淳子	取締役会 12/12回 (100%) 監査委員会 11/11回 (100%)	ジャーナリスト、クリエイターとして培われたエネルギーとサステナビリティに関わる高度な知見と発信能力および豊富な地域実践体験および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。
引 頭 麻 実	取締役会 12/12回 (100%) ◎監査委員会 11/11回 (100%)	金融分野におけるアナリスト、アドバイザーとして培われた高度で多様な経営分析・指導、監視機関の経験の中で育まれたリスク視点からのマネジメント感覚および高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員長を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。

社外取締役 氏名	取締役会および委員会 出席状況 (◎は委員長)	主な活動状況
野原 佐和子	取締役会 12/12回 (100%) 指名委員会 7/7回 (100%) 報酬委員会 3/3回 (100%)	IT分野の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特にインターネットおよびデジタル・ビジネスに関する事業戦略のコンサルテーションの経験から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、指名委員、報酬委員を務め、取締役会の構成の考え方や執行役等の報酬体系の検討・決定を行うなど、各委員会の実効性向上に努めています。
大野 弘道	取締役会 12/12回 (100%) 監査委員会 11/11回 (100%)	食品産業の役員として培われた広い視点と高い見識に基づく経営能力、特に、財務部門において育まれたグループ視点、リスク視点からのマネジメント感覚から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行うとともに、独立した立場から執行役等の職務執行を監督し、当社の業務執行および取締役会の審議・決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。 また、監査委員を務め、内部統制システムの構築・運用状況等の監査を行うなど、委員会の実効性向上に努めています。

- (注) 1. 当社は、各社外取締役を一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、上場証券取引所に届け出ています。
2. 当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行したため、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の出席状況は同日以降の状況を記載しております。また、野原佐和子および大野弘道は、移行前は監査役であったため、取締役会の出席状況には監査役として出席した回数も含めて記載しています。なお、両氏は移行前に開催された監査役会（4回）に全て出席しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当 社	133	8
連 結 子 会 社	157	10
計	291	19

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社における監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
2. 監査委員会は、当社の会計監査に関する会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠および従前の監査実績等を踏まえ、報酬等の額について検討を行い、会社法第399条第1項および第4項に基づく同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS ASIA PTE. LTD. およびTokyo Gas International Holdings B.V.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である、託送収支計算書に関する業務および無担保社債発行に伴うコンフォートレター作成業務等を委託しています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また監査委員会は、会計監査人の独立性、専門性、品質管理等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株主還元方針

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、以下のとおり「株主還元方針」を決議しております。

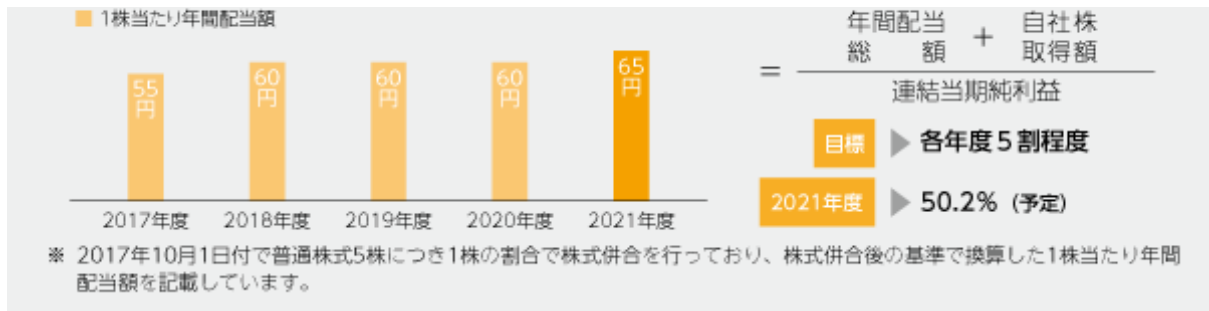
経営の成果を、お客さまサービス向上と持続可能な社会の実現に振り向けるとともに、株主のみなさまに適切・タイムリーに配分します。

株主のみなさまには、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向（連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合）の目標を、2022年度に至るまで各年度5割程度とします。

また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していきます。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2022年4月27日開催の取締役会決議により、前期より5円増配の1株につき35円としました。この結果、中間配当（9月30日基準日配当）とあわせた年間配当額は1株につき65円となります。なお、効力発生日および支払開始日は、これまでよりも約1ヶ月早い、2022年6月6日です。併せて、同じく2022年4月27日開催の取締役会決議により、850万株または160億円を上限とする自己株式の取得を決定しております。

なお、当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会決議により、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能である旨を定款に定めています。



7 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、以下のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」の改定を決議しております。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会の決議の内容（「内部統制システムの整備に関する基本方針」）の概要、およびその運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

東京ガス株式会社（以下、「当社」という。）は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、それぞれの自律性を尊重するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その永続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
- ③ 内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ④ 当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- ⑤ 当社グループの内部監査を分掌する部門（以下、「内部監査部門」という。）を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
- ⑧ 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。
- ② 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
- ② 経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
- ③ 業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
- ② 当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- ② 監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要な情報を入手できることを保証する。
- ③ 監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
- ④ 監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
- ⑤ 監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。

II. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の内部通報・相談窓口として「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」をグループ内外に設置し、イントラネット等を通じて同窓口および内部通報者に対する不利益な扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

内部監査部門である監査部は、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、当社各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行うとともに、監査結果は監査委員会および被監査子会社の取締役等に適宜報告しております。

代表取締役社長は「財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する規則」を定め、適正かつ適切な内部統制の整備・運用に努めるとともに、評価結果について会計監査人の監査を受け、財務報告の信頼性を確保しております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な業務執行の決定またはその監督に係る決裁文書や議事録等については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」等を定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧できる状態としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク統制規則」に具体的なリスク統制プロセスを定め、毎年、当社および子会社の事業に重要な影響を及ぼすリスクの見直しを行うとともに、リスク管理委員会およびリスク管理部門において管理状況の把握や対応策の検討を行っております。

大規模な災害・事故等の不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、5件の対応を行いました。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および重要な子会社の経営計画の策定・進捗状況その他の事項等について、取締役会に対して定期的に報告を行っております。また、経営に係る重要な事項について、執行役および役付執行役員で構成される「経営会議」を設置し、定期的に審議等を行っております。

(5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

執行役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項等の報告を受け、または事前承認を行っております。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任組織として監査委員会室を設置し、4名を配置するとともに、補助業務を円滑に行うことができる環境を整備しております。また、当該使用人等の人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行っております。

(7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告しております。

監査委員会の選定する監査委員に対し、経営会議、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議へ出席し適法性等の観点から意見を述べる機会、および重要な情報を入手できる機会を確保しております。

監査委員会と監査部、会計監査人および子会社取締役等との連携を含め、監査委員会の監査活動が実効的に実施できるよう必要な措置を講じております。当期、監査部は13回、会計監査人は7回、子会社監査役は6回、監査委員会または常勤の監査委員と情報・意見交換をしております。

独立監査人の監査報告書

2022年 5月12日

東京瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宍戸 通孝 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 俊之 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原 義弘 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京瓦斯株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第222期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載事項

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

その他の事項

会社は、2021年6月29日開催の定時株主総会における定款変更の決議に基づき、同日付にて監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行している。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第222期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画、監査基準及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）に対する意見については、取締役会における決議に際しての審議状況等を踏まえ、検討いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、国際情勢や感染症等により、経営環境の不確実性が高まっていることを踏まえた当社グループの対応について引き続き注視してまいります。

2022年5月16日

東京瓦斯株式会社 監査委員会

監査委員長 引頭 麻実

監査委員 枝廣 淳子

監査委員 大野 弘道

監査委員（常勤）中島 功

(注) 監査委員引頭麻実、枝廣淳子及び大野弘道は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上